

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月23日(木)午後1時27分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 33名(1～19番:農業委員、20～38番:農地利用最適化推進委員)

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村 吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本 荒侍	○		5番	井関 吉博	○		6番	菊池 茂守	○	
7番	泉原 猛男	○		8番	大久保 卓	○		9番	酒井 馨一		○
10番	三好 國則	○		11番	三瀬 昇	○		12番	武田 孝司	○	
13番	五藤 忍	○		14番	上甲 憲章	○		15番	土居 賢一	○	
16番	高岡 常夫	○		17番	志波 豊	○		18番	片岡 政志	○	
19番	二宮 清治	○		20番	兵頭 暁彦		○	21番	森 半治	○	
22番	谷口 健作	○		23番	高橋 真也	○		24番	河野 哲	○	
25番	清家 純一	○		26番	清水 栄一	○		27番	平井 一清	○	
28番	山内 正紀	○		29番	出水 洋一	○		30番	角藤 博文	○	
31番	城内 忠		○	32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣 公三		○
34番	芝 幹夫	○		35番	三瀬 重綱	○		36番	濱田 増人	○	
37番	久重 儀之	○		38番	大塚 康倫	○					

4. 欠席委員 4名 9番 酒井 馨一 20番 兵頭 暁彦 31番 城内 忠
33番 和氣 公三

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
- 日程第5 報告第3号 農地現況証明について
- 日程第6 報告第4号 非農地現況証明について
- 日程第7 議案第1号 納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 松末 博 事務局次長 木崎 真近
農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

松末局長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 ただいまから令和7年1月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、宇都宮会長があいさつを申し上げます。
宇都宮会長	明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。 今年は巳年です。日銀も金利を上げようかと言っておりますので、それに伴い農業の経営環境が少しでも改善されれば良いなと思っているところです。簡単ではありますが、あいさつに代えさせていただきます。
松末局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして宇都宮会長が務めます。
宇都宮会長	ただいまから1月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員19名中16名で定足数に達しており、総会は成立しています。9番 酒井委員、23番 高橋委員、31番 城内1委員、33番 和氣委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告します。 次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 それでは、19番二宮委員、30番角藤委員のお二人にお願いします。
宇都宮会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第3、報告第1号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第1号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページから3ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が8件、使用貸借権の解約が2件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第4、報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請の取下げは1件となっています。整理番号1番は、買受人が死亡したため申請を取り下げるものです。以上で「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」報告を終わります。

宇都宮会長	次に、日程第5、報告第3号「農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第3号「農地現況証明について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、京都府京都市、●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、10番三好委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第6、報告第4号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第4号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、松山市、●●●●ほか4名から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員、5番井関委員、7番泉原委員、10番三好委員、13番五藤委員、14番上甲委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第7、議案第1号「納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
木崎次長	議案第1号、「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」説明いたします。議案書は5ページになります。この案件は、昨年まで会長の専決で「報告案件」として扱っておりましたが、審議を伴う「議案」とすべき旨の指針がございましたので、今回から議案として上程するものであります。 租税特別措置法第70条の4第1項または、第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税または相続税の納税猶予の適用を受けている者が、その特例を継続適用する場合、3年毎に税務署へ届出をしなければなりません。その際、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。この証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては税務署の判断となります。 今回の申請は、後継者移譲により、一括贈与した際に受けた贈与税の納税猶予が3件でございます。別添意見書1ページから3ページに農地位置図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。 整理番号1番は、野村町蔵良の申請人です。対象農地は同地区内にある21筆で合計8,763㎡になります。一部の農地が農地でなくなっているため、申請人に税務署との協議をしていただく必要がありますが、それ以外の農地は耕作管理されていまして。 整理番号2番は、野村町四郎谷の申請人です。対象農地は同地区内にある28筆で合計12,363㎡になります。こちらも一部の農地が農地でなくなっているため、申請人に税務署との協議をしていただく必要がありますが、それ以外の農地は耕作管理されていまして。 整理番号3番は、三瓶町垣生の申請人です。対象農地は同地区内にある17筆で合計11,676㎡になります。贈与を受けたすべての農地で柑橘経営を営んでおりました。 以上3件、議案の提案説明を終わります。

宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から報告をお願いします。 整理番号 1 番をお願いします。
13 番五藤委員	整理番号 1 番の案件につきまして、13 番五藤が報告します。1 月 15 日に事務局職員、平井推進委員と現地調査を行うとともに、申請人にも話を伺いました。申請人はＪＡ東宇和に勤めながら、兼業で農業を行っています。父から一括贈与を受けた 21 筆のうち、山林に囲まれた一部の農地において、雑木が生え、耕作できない状態でした。しかしながら、贈与されたほとんどの農地で米、野菜を継続して栽培していることを確認しましたので、申請人は、引き続き農業経営を行っているものと認めます。
宇都宮会長	2 番をお願いします。
8 番大久保委員	整理番号 2 番の案件につきまして、8 番大久保が報告します。申請人は、西予市野城総合福祉協会に勤務しながら農業を営む兼業農家であります。父親から一括贈与を受けた 28 筆について、1 月 15 日に事務局職員と現地調査を行いました。その結果、林に囲まれた数箇所の畑が、陽当たりが悪いことから、荒廃している状態でありました。しかしながら、引き継いだすべての田で稲作を継続し、ほとんどの畑で、季節野菜を栽培している事実から、申請人は引き続き農業経営を行っているものと認めます。
宇都宮会長	3 番をお願いします。
6 番菊池委員	整理番号 3 番の案件につきまして、6 番菊池が報告します。1 月 14 日に事務局職員と久重推進委員の 3 人で現地調査を行いました。祖父から一括贈与を受けた、17 筆すべての園地で早生温州、20 号、紅マドンナ、ニューサマーオレンジが栽培されておりました。申請人は、令和 3 年度に認定新規就農者となり、以降、4 反の農地を取得、また、紅マドンナの園地に、雨よけハウスを建設するなど、意欲的に営農に取り組んでおります。よって、申請人は、引き続き農業経営を行っていることを、証明いたします。以上です。
宇都宮会長	ただいま、農業委員から報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑がなければ、以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。日程第 7、議案第 1 号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」整理番号 1 番から 3 番までの 3 件については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員賛成)

宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第7、議案第1号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」整理番号1番から3番までの3件については、原案のとおり証明書を交付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第8、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書5ページをご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は2件でございます。権利別では、所有権移転の売買が2件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の4ページ、5ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
30 番角藤委員	整理番号1番の案件につきまして、30 番角藤が報告します。1月18日に三好農業委員と現地確認を行いました。空き家の購入に伴い、近隣の農地を取得することです。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離等からみても問題がないことから許可要件をすべて満たしております。また、営農計画書の提出もあり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	2番をお願いします。
4 番岡本委員	整理番号2番の案件につきまして、31 番城内推進委員が欠席につき、現地調査報告書を預かっておりますので4 番岡本が代理で読み上げます。「1月19日に私と岡本農業委員と受人立会いの下、現地調査を行いました。現地は、草刈りもされており、果樹が植えられ整備されておりました。受人は、機械、労働力、技術、通作距離等からみても許可要件を満たしております。また、受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。」以上です。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。
宇都宮会長	ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑がなければ、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第8、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請につい

	て」整理番号１番、２番の２件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。日程第８、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番、２番の２件を原案のとおり許可することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第９、議案第３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案第３号、「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の６ページをご覧ください。今月の農地法第４条第１項の規定による申請は２件です。 転用の理由は、整理番号１番、２番ともに、周囲は山林で獣害もひどく、他に耕作する者がいなく、生産性も悪いため、植林し、山林として管理したい、とのことです。 以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書６ページ、７ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号１番、２番をお願いします。
１番宇都宮委員	１番を１番宇都宮が報告します。１月２０日に芝推進委員と現地確認を行いました。受付番号１番の申請は、周囲が山林で獣害がひどく、ほかに耕作する者もいなく、生産性が悪いため植林し、山林として管理したいとのことです。
１番宇都宮委員	続けて２番を１番宇都宮が報告します。１月２０日に芝推進委員と現地確認を行いました。この申請も、受付番号１番同様に、周囲が山林で獣害がひどく、ほかに耕作する者もいなく、生産性も悪いため植林し、山林として管理したいとのことです。周辺の営農に悪影響はないと思われます。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第９、議案第３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」整理番号１番、２番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

	(全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第9、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番、2番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第10、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による申請は1件で、権利別では、所有権移転の売買が1件となります。 転用の理由は、整理番号1番は、現在借家に居住していますが、借家の間取りが生活形態に合わず、また前面道路も狭く不便であるため、自己住宅を建築したい、とのことです。 以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書8ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
24 番河野委員	1番の案件につきまして、9 番酒井農業委員が欠席につき、現地調査報告書を預かっておりますので、24 番河野が代理で読み上げます。「整理番号1番の案件を9 番酒井が報告します。1月17日に河野推進委員と現地確認を行いました。受付番号1番の申請は、現在借家に居住していますが、借家の間取りが生活形態に合わず、また前面道路も狭く不便を感じていました。将来の事を考え、立地条件の良い今回の申請地に、自己住宅を建築したいとのことです。隣接農地に支障が起きないように、コンクリート擁壁を設置し、合併浄化槽の排水も既存集水桝に放流する計画となっており、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。」以上です。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。
	(補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第10、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番からを許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます (全員挙手)

宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第10、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、議案第5号については、1番宇都宮委員、17番志波委員、25番清家委員、38番大塚委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。 《1番宇都宮委員、17番志波委員、25番清家委員、38番大塚委員 退席》
中村職務代理者	議長が議事参与により退席されましたので、会長に代わり、職務代理者である中村が議事進行を務めます。 次に、日程第11、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による案件は、103件でございます。議案書の7ページから13ページをご覧ください。西予市長より令和7年1月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定が76件、新規の設定が26件です。利用権設定をする者が96名、設定を受ける者が47名、うち認定農業者が28名でございます。利用権設定面積は347,779㎡、筆数が279筆です。 所有権移転は1件で、整理番号1番、所有権の移転をする者は、茨城県行方市、●●●●●、移転を受ける者は、城川町魚成、●●●●●、経営面積は31,305㎡で認定農業者です。所有権移転面積は3,869㎡、筆数は3筆、所有権移転の時期は令和7年2月1日で贈与です。 以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
中村職務代理者	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 （質疑なし）
中村職務代理者	質疑もないようですので質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第11、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の103件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
中村職務代理者	全員賛成と認めます。よって、日程第11、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の103件は原案のとおり決定しました。 《1番宇都宮委員、17番志波委員、25番清家委員、38番大塚委員 着席》
宇都宮会長	以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。 次回の定例総会は、令和7年2月25日火曜日の午後1時30分からです。

松末局長	ご起立ください。一同、 礼。お疲れ様でした。 午後2時05分閉会 議事録署名委員 会 長 18 番 委 員 31 番 委 員
-------------	--